

ID: 111

担当部署: 総合政策部 スポーツ・合宿推進課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	名寄市北体育館条例施行規則 第7条(第11条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	令和4年規則第26号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (特別の設備等の許可)  第7条 利用者は、特別の設備を設置しようとするとき、又は既存の設備を変更して利用するとき(以下「特別の設備等の設置」という。)は、北体育館特別設備等許可申請書(別記様式第4号)に許可証を添えて、指定管理者に提出しなければならない。  2 指定管理者は、特別の設備等の設置を許可したときは、北体育館特別設備等許可証(別記様式第5号)を交付するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和4年7月29日